

令和2年(ハ)第〇〇号損害賠償請求事件

原告〇〇

被告〇〇

## 意見書

令和2年2月14日

名古屋簡易裁判所民事1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 矢田 次



弁護士 松林 智紀



弁護士 鳥居 江



原告の「移送申立書に対する意見書」について必要な範囲で反論する。

### 1. 本件訴訟の概要

本件訴訟は、被告が、原被告双方の勤務先である株式会社トライグループ（以下「トライグループ」という。）に対して原告の不適切な行動（以下「本件不祥事件」という。具体的には※に記載した。）を報告した結果、原告がトライグループから解雇されたとして（以下「本件解雇」という。）、本件解雇により原告に生じたという損害の賠償を被告に請求するものである。

ここで争点になるのは主として以下の3点である。

- ① 本件不祥事件の真実性

② 本件不祥事件を被告がトライグループに伝えたことと解雇との間の相当因果関係

③ 原告に生じたという損害の額

(※) 原告が被告の自宅に無断侵入したうえ、下半身を露出した状態で「〇〇くんとは相性が合いそうだ。〇〇。。。」と言って被告に対して性的な関係を要求したというもの。

2. 別件訴訟（名古屋地方裁判所令和元年（ワ）第5115号 地位確認等請求事件）における審理と本件訴訟の審理の共通性

すでに述べたとおり、原告およびトライグループ間では、すでに本件解雇の効力を争う訴訟が名古屋地方裁判所に係属している。

別件訴訟においてトライグループが本件解雇の理由として主張するのは、

ア 本件不祥事件

イ 原告による暴言等（他の講師への暴言や原告と生徒の間の口論）

ウ 無断欠勤

エ 精神疾患により業務に耐えられないこと

オ 上記アないしエの総合判断

である。

上記アのうち、その真実性に関する審理は当然ながら本件訴訟の争点①の審理と全く共通する。

さらに、別件訴訟ではイないしエについてもその真実性やそれによる解雇のやむを得なさが審理されることになるが、これは本件訴訟の②の争点の審理と共通

することになる。すなわち、イないしエのみでも（アを度外視しても）解雇がやむを得ないとして有効になるのであれば、被告が本件不祥事件をトライグループに告げたことと解雇との間の相当因果関係が否定されることになる（「あれなければこれなし」という条件関係がない。）から、本件訴訟の②の争点についても結論が決まることになるのである。

さらに、万が一仮に別件訴訟において本件解雇が無効となるのであれば、トライグループに対してバックペイが命じられることが考えられるが、この金額は原告に対する損害賠償金額（③）の判断に影響を与えることになる。

### 3. 結論

このように別件訴訟と本件訴訟は審理対象が多く共通しており、本件訴訟で審理すべき点は、別件訴訟で審理すべき点に実質的に包含されている関係にある。

しかも、当職らが被告とトライグループ双方の訴訟代理人となっているからすれば、訴訟経済上、両事件を併合して審理するのが適切である。

なお、本件不祥事件の真実性（①）を審理するに当たっては、被告の尋問が必要になる可能性が高いが、本件不祥事件が性的な不祥事件であることを考慮すると、その被害者である被告に対して、本件訴訟と別件訴訟で2回同一内容を尋問するのは、本件不祥事件による心理的被害に加え、二重三重に心理的な負荷を与えることになるから回避すべきであり、その点でも本件を移送すべきである。

以上